

市役所からのお知らせ

英会話教室受講生募集

問 松浦市国際親善協会
事務局（生涯学習課内）

☎ 72・1319

【期間】

4月9日（火）～

6月25日（火） 10回程度

【日時】

初級クラス

午後6時30分～7時15分

中級クラス

午後7時30分～8時15分

【対象】

市内在住・在勤の18歳以上の人（高校生を除く）

【場所】

生涯学習センター

（さらさら21） 研修室1・2

【講師】

ルンジ・チェン先生

【受講料】

○一般3000円

○親善協会会員2000円

【定員】各クラス15人

【申込方法】

電話で右記事務局にお申し込みください。

【申込受付期間】

3月11日（月）～15日（金）

午前9時～午後5時

※定員に達し次第終了します。

歯科診療廃止のお知らせ

問 鷹島診療所

☎ 0955-48-2012

3月31日（3月29日の診療）をもって、歯科診療を終了することとなりました。

長きにわたりご愛顧いただきありがとうございました。

現在受診されている方で4月以降も治療の必要な方は、近隣のクリニックなどをご紹介させていただきます。

詳しくは問合せ先へご連絡ください。

パブリックコメントを行います

問 総務課DX戦略室

☎ 内線306

② FAX

0956・72・11115

【計画名】

松浦市DX推進計画

【意見募集期間】

3月18日（月）～

4月16日（火）

【計画案の閲覧場所】

総務課および各支所・出張所、ホームページ

【意見提出方法】

閲覧場所にある「意見提出用紙」により、次のいずれかでご提出ください。

①郵便 〒859・4598

松浦市志佐町里免365番地 問合せ先宛て

③計画案閲覧場所に提出

備え付けの封筒をお使い

④電子メール

左記のQRコードからお願います。

※お寄せいただいたご意見

については、個人情報

を除き、すべて公開される

可能性があります。



▲市ホームページ

令和6年度小・中学校入学式

問 学校教育課 学事研修・体育保健係 ☎内線 342

【当日必要なもの】 教育委員会から送付された入学通知書

※入学通知書を紛失された場合は再発行しますので、教育委員会学校教育課もしくは教育委員会各分室までお越しください。

○4月9日（火）

学校名	保護者受付時刻	開式時刻
御厨中学校	8:30～8:55	9:30
青島小・中学校	8:30～8:45	9:00
志佐中学校	9:00～9:15	10:00
調川中学校	9:00～9:20	10:00
今福中学校	8:40～9:10	9:30
福島中学校	9:00～9:15	10:00
鷹島中学校	9:30～9:40	10:00

○4月10日（水）

学校名	保護者受付時刻	開式時刻
御厨小学校	8:20～8:40	9:30
星鹿小学校	8:45～8:55	9:30
志佐小学校	8:50～9:10	10:00
上志佐小学校	9:10～9:20	10:00
調川小学校	9:00～9:20	10:00
今福小学校	9:00～9:30	9:45
福島養源小学校	8:30～8:45	9:30
鷹島小学校	9:00～9:10	10:00

これまでに興味や習い事で身に付けた特技などを、市内の児童・生徒や地域の人たちに教えていただけるボランティア講師を募集します。

学校や公民館などに出向き、自分の特技を教えることによっては、市民皆さんと講師ご自身の生きがいがいくつくりと学習活動の促進を図るものです。

皆さんの申し込みをお待ちしています。

【申込方法】

「まつうら出前講座」ボランティア編講師登録申込書に必要事項を記入し、提出してください。

○申込書は問合せ先および各市立公民館に設置しています。

※市ホームページからもダウンロードできます。

障害のある方が受給できる各種手当

問 福祉事務所障害福祉係 ☎ 内線 157

身体または精神に重度または中度の障害をお持ちの人で、障害の程度が手当の認定基準に該当する場合、申請により各種手当が受給できます。申請には専門医の診断書が必要です。

特別障害者手当

○申請できる人

20歳以上で、重度の障害のため日常生活において常時介護が必要な人（障害年金と併給可能です）

○申請できない人

- ①病院等に継続して3か月を超えて入院している人
- ②施設等に入所中の人
- ③本人または同居の親族の所得が一定以上ある人（扶養親族数により異なります）

○手当月額 28,840円

支給月 5月・8月・11月・2月※支給金額は令和6年4月から適用

障害児福祉手当

○申請できる人

20歳未満で、重度の障害のため日常生活において常時介護が必要な人

○申請できない人

- ①障害を支給理由とする公的年金等を受けている人
- ②施設等に入所中の人
- ③父母または同居の親族の所得が一定以上ある人（扶養親族数により異なります）

○手当月額 15,690円

支給月 5月・8月・11月・2月※支給金額は令和6年4月から適用

特別児童扶養手当

○申請できる人

20歳未満の障害のある児童を監護する父母（または養育者）

○申請できない人

- ①障害を支給理由とする公的年金等を受けている児童の父母
- ②施設等に入所中の児童の父母
- ③父母または同居の親族の所得が一定以上ある人（扶養親族数により異なります）

○手当月額 1級 55,350円 2級 36,860円

支給月 4月・8月・11月※支給金額は令和6年4月から適用